

令和8年第3回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年3月26日(木) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育委員会事務局長 大庭 久幸
参事兼教育総務課長 忍 哲也
次長兼学校教育課長 平澤 啓介
次長兼生涯学習課長 柚原 徹守
文化振興課長 尾賀 寿治
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子
- 6 議事日程
開会

第1 会議時間の決定
第2 議事録署名者の指名
第3 前回議事録の承認
第4 教育長の報告
第5 報告第 2号 飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の管理及び執行の状況について
第6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(飛騨市準要保護児童生徒の認定について)
第7 議案第 6号 教育委員会事務局職員の任免について
第8 議案第 7号 飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金交付要綱の一部を改正する告示について
第9 議案第 8号 飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
第10 議案第 9号 飛騨市立学校職員の自家用車により出張する場合に関する取扱規程の一部を改正する訓令について
第11 議案第10号 飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について
第12 議案第11号 飛騨市歴史資料調査委員会設置要綱について
閉会

7 議事録

◎教育長（下出 尚弘）

皆さま、お疲れさまでございます。本日の出席委員は全員であります。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から、令和8年第3回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◆日程第1 会議時間の決定

◎教育長（下出 尚弘）

日程第1、会議時間の決定を議題といたします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2、議事録署名者の指名を議題といたします。

会議規則第35条第2項の規定により本会議の議事録署名者に、牛丸洋子委員を指名しますのでよろしく願います。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3、「前回議事録の承認」を議題といたします。

お手元でございます「令和8年第2回飛騨市教育委員会定例会」並びに「令和8年第1回飛騨市教育委員会臨時会」の議事録をお願いします。皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら願います。

ご異議ございませんか

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、「前回議事録」については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4、「教育長の報告」を議題とします。

お手元の資料教育長報告をご覧ください。令和8年2月19日から令和8年3月25日までについてご報告いたします。

主なものとして2月19日、全国バッハピアノコンクールが東京で開催されまして、50名近い全国からの出場があったわけですけれども、その中で古川中学校の井上佳音さんが、その中の5名の金賞に入りました。本当に素晴らしい結果だったと思います。今後の活躍も期待しているところです。

2月20日には、教育委員会の皆様に教育委員会視察研修ということで、さくら保育園と古川西小学校に行っていていただいて、保育園の様子、保小連携の取り組みについて研修をしていただきました。ありがとうございます。

2月24日からは、議会の3月議会が開会されまして、その後、一般質問、予算特別委員会等がございました。

2月25日には、国民スポーツ大会冬季大会出場激励金交付式とございますが、古川中学校3年生の加納瑚乃美さんがクロスカントリーで出場ということで、青森県の大鰐町のスキー場でございました。

続きまして2月26日には飛騨教育事務所の方で、地区の教育長会がございまして、その後地区図書館教育優秀校表彰式がございました。飛騨市から神岡小学校が表彰されましたので報告いたします。

3月2日には、市の教育実践論文表彰式で教育委員さん方にもご参列いただきました。

3月3日には、冬季オリンピックミラノ大会に出場の岩本啓吾選手のお父様がいらっしやいまして激励金の交付をさせていただきました。

3月6日ですけれども、教育委員の皆様にはお世話になりましたが、古川中学校、神岡中学校の卒業式がございました。この日は議会一般質問の3日目でしたので私は欠席させていただきました。

3月9日、全国大会出場激励金交付ということで、JOCジュニアオリンピックスキーアルペンの出場小学校4名ということで、北海道の上士幌町の大会が、ちょうど今最中でございまして、北海道の方に4名行っております。河合小学校の岡崎さん、古川西小学校の岩原さん、神岡小学校からは新家さん岡田さんの2名でございます。

あとは、各会議等がございまして、3月24日には、市内の小学校の卒業式がございました。教育委員の皆様にも告辞の方伝えていただきまして、ありがとうございます。私は山之村小学校の

方に行かせていただいたのですが、本年度は4名の卒業式ということで、全校生徒10名、中学生も入れると10名ですが、本当に一人一人のメッセージが送られた心に残る素晴らしい式でした。また中日新聞には宮川小学校1名の卒業式ということで、大きく取り上げられておりました。

3月25日には、平澤委員さんにも出ていただきまして、新谷育英会の理事会の方へ出席させていただいたところです。以上で報告を終わらせていただきます。何かご質問はございませんでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

では、質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了いたします。

◆日程第5 報告第2号 飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の管理及び執行の状況について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第5 報告第2号「飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の管理及び執行の状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。）

※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

大庭教育委員会事務局長

※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎事務局長（大庭 久幸）

報告第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により、飛騨市教育委員会が教育長に委任した事務又は教育長をして臨時に代理させた事務の令和8年1月1日から、令和8年3月31日までの管理及び執行の状況を、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第4条の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。5つの課で27事業について、第四期分について各課長より説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎教育総務課長（忍 哲也）

それでは教育総務課から順番にご説明いたします。教育総務課の所管事業につきまして、1ページ目をご覧ください。1つ目の事業としまして「飛騨市が目指す学びづくりの推進」でございます。2月20日には飛騨市教育委員会の視察にご参加いただきましてありがとうございました。不登校等に繋がる小一プロブレム対策として、保育園と小学校の連携ということを視察のテーマとしまして、さくら保育園での現場の取り組みの見学や、保育園と子どもの受け入れ先になる古川西小学校の先生方との意見交換を行いました。

子どもたちの元気な姿の中に多様な支援ニーズを実感しまして、現場の取り組みにおける現状や、課題等を学んできました。次回でございますが、委員よりご意見をいただきました令和8年度より全保育園で実施される作業療法の取り組みについて視察するよう計画中でございます。

また、3月6日は中学校の卒業式、3月24日は小学校の卒業式ということで、委員の皆様には各学校にご出席をいただきました。

それでは次ページをお願いいたします。2つ目の事業「育英基金貸付事業」でございます。毎月の業務としまして貸付金の振り込み償還金の収納を行いました。令和7年度実績としましては、貸付48件で2,808万円。償還が109件で2,634万5,000円、償還免除は18件でございます。未納者につきましては、年間を通じて0件でございます。また育英基金貸付生Uターン就職補助金につきましては、Uターン就職を条件とした補助制度でございますが、平成26年度に事業を一旦終了しまして、それまでの対象者の経過措置を行っています。令和7年度の実績は、5件54万8,000円でございます。この事業につきましては、令和7年度に子育てアンケート調査の結果を踏まえ改めて検討しまして、高等学校以降の就学に伴う経済的負担の軽減と、卒業後のUターン就職の後押しという2つの課題に対しまして効果が期待できるということから、令和8年度より事業を再開するものでございます。

それでは次ページをお願いいたします。3つ目の事業「学習環境及び職場環境の整備」でございます。神岡小学校のプール改修につきましては、工期を3月27日までとしておりましたが、物価高騰の影響による入札不落や関係団体との事業調整などにより、6月30日まで工期を延期しております。現在工事のメインとなる管理棟の建て替え、プール槽の補強工事は完了しております。残りはプールサイドの改修のみとなっております。工事自体は順調に進んでおまして、進捗率は86.2%でございます。

次にスクールバスの運営につきましては、通常の登下校の他、学校行事や部活動などの目的外使用につきまして、学校と運行事業所との調整を密に行い順調に実施をしております。スクールバス車両は老朽化がかなり進行しておまして、更新計画をもとに令和7年度は古川地区の大型バス1台の更新を行い、明日27日に納車する予定でございます。今後は毎年1台程度の更新を計画しておまして、令和8年度は29人乗りのマイクロバスを1台更新する予定でございます。

それでは次ページをお願いいたします。4つめの事業「地産品を使ったふるさと食育の推進」でございます。地元産品をデザートとして提供する「ありがとう給食」は月2回程度、そして地産農作物などを食材の中で感じていただく「ふるさと給食」につきましては、月1回から2回程度の実施をいたしました。また、2月17日に山之村小中学校で「ふるさと給食出前授業」を実施し、地域でとれる米や、寒干し大根などを使った給食を提供するとともに、提供農家から食材の魅力や、作ることの大変さなどを子どもたちに語っていただきました。今後はアレルギーを持つ子どもたちもみんなで一緒に食べられるようなユニバーサル給食や、循環型農業など、子どもたちの学びに繋がるような取り組みを考えていきたいと思っております。以上でございます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは続きまして学校教育課所管の4つの事業について説明させていただきます。5ページ

をご覧ください。ICT機器を活用した学習環境の整備です。大きな柱の1つのICT活用という面につきましては、1月19日に各校のICT活用推進員を集めまして、それぞれの学校で1年間取り組んできたことの実践交流を行いました。また、令和8年度からについては、学習ドリルの選定替えを行いまして、費用負担が大きくなっていた点から、より安価なものへと切り換えを行いました。また、環境整備という点では今年度児童生徒用のタブレットiPadですけれども、1,194台の更新という大きな事業がありましたが、更新後の古い端末の売却の手続きも無事に完了しまして事業を終えることができました。

続いて6ページをご覧ください。生きづらさ・学びづらさのある児童生徒支援です。これにつきましては、これまで通り各学校の訪問をこちらに記載のある通り実施をいたしました。また、校内教育支援センターの運用、合計46名の児童生徒が学びの場として活用をしております。あわせて児童生徒支援訪問ということで、橋本学校心理士による学校訪問を3つの箇所について行いました。来年度については、作業療法士の派遣を入学前の保育園段階まで広げまして、より小学校での学校生活への適応が進むように努めて参ります。

続いて7ページをご覧ください。飛騨市学園構想の推進です。こちらにつきましても今年度第2章の締めくくりの年ということで、来年度以降の学園構想の推進のあり方について、1年間かけてリーフレットに方針等をまとめたものです。もう少しいたしましたら、委員の皆様にもリーフレットをお届けできると思っております。新しいリーフレットのタイトルとしましては、「飛騨市学園構想これまでとこれから」ということで名前をつけております。これまで7年間の学園構想の取り組みを振り返りつつ、これからしっかりと腰を据えて取り組んでいくべき目標等を設定しております。

続いて8ページをご覧ください。地域クラブ活動開始に向けた体制整備です。こちらにつきましても、今年度の末をもって中学校の部活動がなくなって、地域クラブ活動の方に展開をされるということになっておりまして、そうした取り組みを進めて参りました。年度末の時点で地域クラブの立ち上げが完了し、これまで中学校で部活動としてあった内容につきましては、概ねクラブ活動という形で展開を終えることができました。中でも文化系のものについてはなかなか全国的に展開が進んでいないという状況ありましたが、飛騨市におきましては、ウィンドアンサンブルに加えて、合唱さらには美術についてもクラブ化が進みまして、文化系の活動を志す生徒についても、きちんと受け皿が確保できたと考えております。学校教育課所管については以上です。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

続いて9ページからは生涯学習課分をご報告いたします。はじめに地域学校協働活動推進事業です。こちらにつきましては今年度も様々な活動を行っていただきまして、今期はそれぞれの本部において総括的な会議が開催をされました。

10ページをお願いします。家庭教育推進事業です。家庭教育に関して家庭教育支援チームという制度が文科省にあります。そちらに認定をされておりますハルジオンさんがその活動が評価をされまして、令和7年度の家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞

されました。2月24日に岐阜県の家庭教育推進委員会が開催されまして、そちらへ昨年度から県の事業をこちらで受けております。古小のご協力をいただきまして、学校だよりのWeb化を実施しております。そちらの事例報告を担当職員がしてまいりました。

11ページをお願いします。青少年健全育成事業です。こちらもそれぞれの関係の組織において年度末の会議が開催されまして1年間の振り返りが行われました。

12ページをお願いします。子ども会育成事業です。こちらもそれぞれの組織において年度末の会議が開催されました。中段に睦畑平岩子ども会の表示がございますが、こちらが残念ながら対象のお子様が少ないということで、3月31日をもって解散を決定されております。文中の末の字が表示をされておりますがこちら誤字ですのでよろしくをお願いします。その下のジュニアリーダークラブにつきましては、1月31日から2月1日の岐阜県ジュニアリーダー交流会へ会員が参加をいたしました。今期の派遣受託につきましては、こちらの3件のご依頼がございましてレクリエーションの振興と企画を進めております。

13ページをお願いします。市民カレッジ推進事業です。今期の開催講座も資料をつけておりますが、こちらの3ヶ月の講座を実施いたしました。年間トータルで127講座になります。こちらに2月末時点でありまして2,421名のご参加をいただいております。また3月10日には令和8年度前期の冊子の折り込み配布を行っております。

14ページをお願いします。公民館施設管理運営事業です。各コミュニティセンターの2月末時点の延べ利用人数はこちらに記載の通りでございます。

最後に15ページの集落有施設整備事業です。こちらにつきましても追加の交付決定はございませんので9月までの状態で年間の交付決定はすべてでございます。以上でございます。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

では続きましてスポーツ振興課所管の事業についてご報告をさせていただきます。16ページになります。基本的方向はすべての市民が親しめるインクルーシブ・スポーツの推進。最初はスポーツ推進委員活動事業です。第4四半期は、下呂市において開催されました第73回東海4県スポーツ推進委員研究大会において、地域に根差す生涯スポーツを求めてと題し、ノルディックウォーキングやモルックの普及活動など、飛騨市におけるスポーツ推進活動の成果や課題について発表をされた他、東海4県スポ推功労者として、勤続10年以上となります牧野雅章さんが表彰されました。また2月22日には、ひだチャレンジクラブ主催のモルック教室に派遣指導をされた他、3月にはスポーツ推進委員の活動を市民に広く周知するため、スポ推だより第6号を発刊しております。

次ページをお願いいたします。ウォーキング推進事業です。第4四半期は健康ウォーキングガイド協会と、数河流葉カントリーウォーク運営委員会が例年実施されておりますスノーシューが行われた他、今年度もクアオルト健康ウォーキングの実践指導者と、セラポイトをそれぞれ1名養成いたしました。3月9日に都竹市長より認定証の伝達をしていただきました。また3月22日には、健康ウォーキングガイド協会が主催する下呂市のクアの道を歩くウォーキングツアーが行われ、ガイドを含めて11名が参加し、他市のガイドとの交流を図っております。

次ページをお願いいたします。基本的方向は地域資源を生かしたスポーツによる地方創生、まちづくり、スポーツ行事推進事業です。第4四半期は今年度の最も大きな事業でございました「ねりんピック岐阜 2025 サッカー交流大会」の飛騨市実行委員会会計監査を受検後、解散総会を書面表決にて行い事業を無事完了いたしました。県からの補助金も満額交付されまして、市からの持ち出しも最小限で決算することができました。また、その他としまして恒例のふるかわ元旦マラソンでは、天候にも恵まれまして近年では最多となる1,330名が参加いたしまして盛大に行われた他、ミラノ・コルティナ 2026 冬期パラリンピックに神岡町山之村出身の岩本啓吾さんが4大会連続で出場されたことから、3月3日に激励金交付式を行った他、懸垂幕の掲示や市ホームページ、同報無線で出場を広く周知し、競技結果を随時発信するなど、応援企画を実施いたしました。

次ページをお願いいたします。基本的方向は競技スポーツの推進と技術力向上、スポーツ団体育成事業です。第4四半期は3月に予定されておりましたスポーツ協会主催の市民大会、市民スキー大会が雪不足により中止となりましたが、2月開催の第17回岐阜県民スポーツ大会スキー競技においては、17名の市民が参加され、総合第2位の成績を収められました。また飛騨市スポーツ少年団では恒例の団員交流会を乗鞍青少年の家で開催された他、3月15日には地域クラブとの合同で、古中体育館、古川トレーニングセンターで体験会を開催しております。

次ページをお願いいたします。ジュニアスポーツ応援事業でございます。第4四半期はスポーツ学童事業の他、多くの子どもたちが全国大会出場を果たし各種目で計5回の激励会を行っております。また、令和4年度から実施をしておりますスポーツ文化活動充実交付金事業では、3月16日時点で29団体からの申請を受け付けており、総額で336万5,000円の交付金支払いをする見込みとなっております。またスキー振興事業については今年度も引き続き市内小中高生のリフト券無料補助等の支援を行っておりますが、2月末時点で延べ3,473名の利用者となっております。今シーズンは雪不足により年末年始のスキー場営業ができなかったことなどから、昨年度比で18%、769名の利用者減となっております。

次ページをお願いいたします。最後になりますが、基本的方向はスポーツ施設の機能強化と利活用促進、スポーツ施設整備、管理運営事業です。第4四半期は、飛騨市スポーツ施設整備計画の改定に関して1月19日に第3回目の改訂委員会会議を開催し最終的な計画のまとめを行った他、市長報告を経て市議会全員協議会へ報告し、3月1日付けで市ホームページにおいて改定計画の公表を行いました。また今回の整備計画の大幅な見直しにおいて、優先度第一位として位置付けた古川トレーニングセンター大規模改修を実施するための財源として、スポーツ振興くじ助成金を見込んでいることから、1月14日付で交付申請を行い、同月28日には交付金の満額助成に関するスポーツ庁への要望活動を行っております。以上で報告を終わります。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは続きまして文化振興課の所管の事業について説明させていただきます。22ページをお願いいたします。図書館の管理運営です。第4四半期の執行状況でございますが前期に引き続きまして図書の選定、貸し出し業務などを行いました。また記載の各種イベントを行っております。

次に23ページをお願いいたします。文化振興課が所管する文化施設、文化交流施設の管理運営でございます。執行状況でございますが主な事業として飛騨みやがわ考古民俗館関連では、3月20日より飛騨市美術館におきまして岐阜県重要文化財であります島遺跡塩屋金清神社遺跡で出土した石棒の展示「もう1つの石棒展」を開催いたしております。美術館では12月から地元映像作家であります、泉原昭人展を開催いたしまして、1,313人と非常に多くの入館をいただきました。また、出張美術館美術館として山之村小中学校へ出向き、所蔵する田中一郎の写真を展示し、小学生たちに美術作品の見る楽しみを学んでいただきました。

次に24ページお願いします。伝統文化継承支援でございます。執行状況でございますがこちらは飛騨市文化協会への補助金交付に係る実績報告等についての対応を行いました。

次に25ページをお願いいたします。姉小路氏城館跡保存活用事業、江馬氏城館跡保存活用推進事業でございます。執行状況でございますが主な事業として姉小路事関連では、史跡を今後適切に保存活用していくことを目的とした史跡姉小路氏城跡保存活用計画の策定が完了いたしました。またその他イベント関連では関ヶ原古戦場記念館にて、飛騨地域における戦国時代の山城などをテーマとした山城パネル展の開催や、飛騨市学芸員によります山城シンポジウムでの講演などを行い、飛騨の山城の魅力を発信してきました。江馬館関連におきましては、江馬館利活用事業を行っております。神岡まちづくり実行委員会の繋がりや、江馬氏館跡と滋賀県甲賀市の水口岡山城の会との歴史講座を開催し、史跡と活用と地域づくりと題しまして船津座で歴史講座を開催し、史跡活用の事例などについてそれぞれ発表して史跡の今後について意見を交わしました。

次に26ページをお願いいたします。埋蔵文化財発掘調査事業でございます。執行状況でございますが、遺跡区内の開発に対する問い合わせの対応や、開発行為に伴う届け出の対応の他、今回島遺跡塩屋金清神社遺跡出土品調査報告書の刊行をいたしました。

次に27ページをお願いいたします。文化財保護・保存・活用事業でございます。執行状況でございますが、古川祭屋台関連の補助事業の完了事務や、歴史的公文書合宿の開催、また視察の受け入れなどを行いました。文化振興課の説明は以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見はございませんか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。17ページの、スポーツ振興課に質問ですが、目的の医療分野における関係団体との連携ということで、ここに3月9日のクアオルトセラポイントという指導者認定伝達式の内容を知りたいのと、これが医療分野団体と連携したことによってどのような効果等があったかなどを教えてくださいと思います。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

医療連携との効果ということでございますけども、この3月9日の認定書伝達式の中でクアオルトセラポイントというものがありますけども、この資格に関しましては、より医療の知識と

ますかそういったことを習得するための専門資格ということで、こちらの方には循環器内科の先生等が講師にあたっているところでございます。そして今の医療連携自体については、令和6年の3月に、久美愛厚生病院と連携協定を締結したわけですが、それをきっかけにしまして、このクアオルトセラポイトの養成をしようというようなことで、進んできたというような経緯がございます。実際今の医療連携の中では年1回その医療連携イベントをやっているとして、来年度もやる予定なのですが、そういったところで久美愛厚生病院の循環器内科の先生を呼んで講演をいただいたり、ウォーキングの血圧とかそういったデータもとったりして、それに対して先生の方に研究といいますか効果検証といったこともお願いして進めているというところでございます。

◎教育委員（谷口 陽信）

ありがとうございました。

◎教育委員（平澤 千人）

皆さんご苦労さまです。大変多くの事業をやっていただきほぼ完了しているということもわかりますし、1点だけ教えていただきたいのですが、いつも聞くのですが、地域クラブの話でございます。今文化部の方もあわせて受け入れをしていただいて、地域クラブ化に進んでいるということですが、まだその受け入れができないスポーツや文化は、例えばどんなものがあるのかというところを教えていただければありがたいと思います。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

地域クラブの移行については、中学校にありました部活動についてはほぼ受け皿としてクラブの設立が完了しています。ただその中で例えば、文化部というようなものですか、情報発信部というものが神岡中学校、古川中学校にございました。そちらについては、保護者、生徒との懇談を経て、クラブという形ではなくてそれぞれの個人の活動として取り組みを続けるというような結論になっておまして、それについては学校の教員が放課後の活動として、そういったサポートを継続していくという形で確認をし、新たなクラブ活動には移行しないとなっております。それ以外に例えば神岡の方では、地学天文部というような全くその学校の部活動がなかったものなのですが、地域の方がそういったものの立ち上げを今進めてくださっていて、新たな活動の場ということで、広がっていくようなところもありますので、概ね、もともとあった活動としては、保障ができているととらえています。

◎教育委員（平澤 千人）

はい、ありがとうございます。今までいろいろと大変なご努力をされて、令和8年から始まるわけですが、うまくいってくればいいなということで、いろんな問題出てくると思いますけども、また皆さん力を合わせてやっていただければありがたいと思っております。

◎教育長（下出 尚弘）

では、質疑が無いようなので質疑を終結します。

日程第5 報告第2号は終了いたします。

◆日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、承認第2号について説明します。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてです。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年2月1日、別紙の通り専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをご覧ください。専決処分書でございます。飛騨市学齢児童生徒就学奨励金、給与規則第5条第1項の規定による令和7年度、飛騨市、準要保護児童生徒の認定について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年2月1日付で、別紙の通り専決処分をしたものです。次のページに認定の名簿がございます。新たに家庭環境の変化等によって、1名を認定いたしました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

承認第2号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案の通り承認されました。

◆日程第7 議案第6号 教育委員会事務局職員の任免について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7 議案第6号「教育委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎事務局長（大庭 久幸）

議案第6号「飛騨市教育委員会事務局職員の任命について」をご説明申し上げます。次ページをお願いいたします。飛騨市の人事異動によりまして、当教育委員会事務局の職員にも異動の内示がございました。今般の人事異動によりまして、次ページにありますように、職員の名前が記載しております。最初のページが教育委員会事務局を離れる職員の対象者でございまして、裏面の方は今度新しく任命を受けるところの名簿でございます。この名簿で説明するよりは、別紙の参考資料ということで、横書きの資料があるかと思いますがそちらにて説明をさせていただきますがよろしいでしょうか。ご準備の方よろしく申し上げます。

まずこの資料でございますけど、市職員のみ掲載となっております、県職員の方は先般の臨時教育委員会で人事異動がありましたので、平澤さんと中島さんについてはまた追って途中で説明を入れさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。まず、一番上の事務局長の私大庭でございますが、この度役職定年ということで、河合振興事務所の方に異動ということになりました。それで右側の転入の欄でございますが、新たに私の後任でございます事務局長には、柚原徹守ということで今までは次長でございましたが昇格ということでございます。学校教育課でございますが、先ほど申し上げました平澤次長兼学校教育課長は、今度現場へ戻れるということで新たに後任としまして、現山之村校長でございます中島英人さんがこられるということでございます。次、教育総務課でございますが、参事の忍参事ですが、ここは※印が右側についてございますが、移動を伴わない昇格ということで、今度次長というところの立場でまた教育委員会事務局に勤務させていただきます。その下、井下英人係長でございますが、今度は総務部の債権管理室の方へ異動ということですが、後任には、神田尊浩係長ということで、以前神岡の給食センターの方に勤務をしております、非常に業務にはなれているというところでございます。その下、神岡給食センターの清水美代子主任調理員でございますが、この方は山之村の調理をやっていただいております。同じく※印がついておりまして、この方も役職定年ということで、今度は主任が取れまして調理員ということで、継続して山之村で給食を作っていただけるところでございます。

続きまして今度生涯学習課に移ります。柚原徹守次長の後任に生涯学習課長ということで今村安志古国給食センター長でございますが、こちらから生涯学習課の方に入ります。その下、山腰課長補佐でございますが、人事課長補佐ということで総務部の方に行かれます。その後任でございますが、農林部の林業振興課の出島秀章さんが今度係長ということでこれも昇格でこられます。その下、岡田成史主査ですが、人事課の職員支援室というところへ異動で、その後任ですが、米澤智主幹ということで、この方も以前神岡の公民館にご勤務をいただいたということで経験を持ってらっしゃる方で勤務していただくことになりました。その下、清水貢主幹でございますが、退職となっておりますが、今度は会計年度職員という立場で、林業振興課の方にお勤めいただくということで、その後任には、河合振興事務所の小笠原環斗主任が後任になります。その下、中村由子主事でございますが、これも異動を伴わない昇格ということで、今度は主事から主任という立場で勤務を継続されるということでございます。

次にスポーツ振興課でございますが、西田博和課長は建築管財部の次長兼管財課長ということで、市役所の方に行かれまして、その後任には、中垣浩太郎、現在は課長補佐ですが昇格ということで今度課長職ということで勤務していただきます。その下でございますが、中垣の後任でございますが、農業振興課の主査であった盤所諭さんが今度係長ということで昇格し勤務することになりました。その下でございます。上田実係長でございますが退職ということで、この職員は今度高山市の職員に採用が決まったということで、行政区は変わるんですけども、同じく飛騨地域の高山という立場で、またあちらの行政に携わるということでございます。後任には、野村賢一、現市民福祉部長でございますが、この方も役職定年ということで主幹という立場でスポーツ振興課に勤務していただきます。

今度は文化振興課でございます。尾賀寿治課長ですが、農林部の農業委員会の事務局長というところで行かれます。その後任でございますが、現三好課長補佐が今度は課長という立場で昇格し勤務することになりました。その下でございますが、三好の後任の課長補佐の補充はないということでございまして、さらにその下でございます橋本真之介主査が、今度は係長ということで昇格し同じ課の中で勤務することになりました。その次、木下孔暉主事ですが、生涯学習課の主事ということで図書館の方に異動ということになりました。後任には主事で新規採用の上川夏音さんが勤務されます。

次は飛騨市図書館ですが、所管替えがございまして、これまでは文化振興課という位置付けの図書館でありましたが、これを生涯学習課ということで課の担当が変わるということで、勤務している、西倉、堀井、柚原は変わりませんが、先ほどの木下が入ることとなっております。今村安志が生涯学習課長になることになりましたので、今度その後任に仲島孝子が、現会計課でございますが、新しく古国給食センターのセンター長になりますのでよろしく願いいたします。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

議案第6号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第8 議案第7号 飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金交付要綱の一部を改正する告示について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第8 議案第7号「飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍 哲也）

議案第7号、飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。本要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定するものでございます。この補助金につきましては、先ほど四半期報告でも少し説明させていただきましたが、育英基金制度を活用しまして、進学した若者が都市部等で培った知識や経験を地元へ持ち帰って、地域で活躍してもらうことを目的としておりまして、平成18年度から本事業を実施していましたが、就職奨励金制度との統合等を理由に平成26年度の貸付生を最後に対象を打ち切り本事業を終了してございました。しかしながら、令和7年度の子育てアンケート調査の結果を踏まえまして改めて検討したところ、高等学校以降の進学に伴う経済的負担の軽減と卒業後のUターン就職の後押しという2つの課題に対しまして非常に効果が期待できるといったことから、令和8年度より本事業を再開するものでございます。

次ページをお願いいたします。本要綱の主な改正点でございますが、まず第1条、この補助金制度の目的に合致し明確化にするために、制度の目的を子育て世帯の高等学校以降の進学に伴う経済的負担の軽減と、卒業後のUターン就職の促進を図るために改めます。また補助金の名称でございますが、地元就職補助金からUターン就職補助金に改めます。次に第2条第1項第1号になりますが、令和8年度より事業を再開いたしますので、この補助金の対象を平成27年3月31日までとしておりましたがこれを削除いたします。また同じく第8号でございますが、公務員を今回の補助金の対象外としておりましたが公務員も対象とすることとしその条文を削除いたします。その他につきましては改正に合わせて文言等について追加修正をしております。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第7号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって議案第7号は原案の通り可決しました。

◆日程第9 議案第8号 飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 議案第8号「飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍 哲也）

それでは議案第8号、飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。本規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページをお願いいたします。本規則の主な改正点につきましては、保護者に負担していただく給食費の改正になります。第2条の表中の小学校の児童及び中学校の生徒の1食当たりの給食費につきまして、近年の物価高騰の影響を受けまして、約15%程度の値上げをしております、この表中の小学校の児童につきましては、1食当たり298円を341円に、そして中学校の生徒は1食当たり353円を404円に改定をいたします。令和7年度よりこの値上がり分につきましては国交付金を活用し公費負担としておりますので、実際の保護者負担は増額しておりません。なお第2条の表中の給食費につきましては、現行は国交付金などの公費負担分を減じた1食当たりの給食費ということで、実際の保護者負担額を計上しておりましたが、改正後につきましては、公費負担分を減じていない1食あたりに係る給食材料費の金額を計上しております、第3条第3項で、物価高騰対策や負担軽減などの国の支援があった場合は、それらを減じた金額を保護者の負担額とするとして条文を追加するものでございます。これは、国の支援が毎年あるのか不明確であることや支援額が変わることも考えられますので、支援策の変動等に対応できるように改正するものでございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第8号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は原案の通り可決しました。

- ◆日程第10 議案第9号 飛騨市立学校職員の自家用車により出張する場合に関する取り扱い規定の一部を改正する訓令について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第10 議案第9号「飛騨市立学校職員の自家用車により出張する場合に関する取り扱い規定の一部を改正する訓令について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、議案第9号、飛騨市立学校職員の自家用車により出張する場合に関する取り扱い規定の一部を改正する訓令について説明させていただきます。

次のページをご覧ください。今回の改正につきましては、マイナンバーカードに自動車の運転免許証の機能を統合するような、特定免許証という制度が運用されるようになりましたので、条文の中にあります、運転免許証の後に、特定免許証という文言を加えるというものでございます。新旧対照表がございますのでそちらをご覧ください。これまで学校職員が自家用車で出張する場合の承認できない要件としまして、第4条第1項に、職員が自家用車を運転するために必要な運転免許証を携帯していない場合というようなことが定めてありました。その運転免許証と同等の機能を持つ特定免許証という制度が導入されましたので、運転免許証の後にまたは特定免許証という文言を新たに加えたというような改正でございます。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第9号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって議案第9号は原案の通り可決しました。

- ◆日程第11 議案第10号 飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 11 議案第 10 号「飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

はい。それでは議案第 10 号、飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。こちらの改正は、令和 8 年度より新たに学校開放施設となります神岡小学校プールの追加と、その他の既存の学校開放施設の開放時間等が現状と相違しているというようなことから、実際の運用に合わせて規則の別表の改正を行うものでございます。2 ページ 3 ページが改正文となっておりますが、6 ページ見え消しの別表をご覧ください。見え消しの別表に網掛けをしておりますが、別表の左側から順に説明をいたします。

施設の部、こちら一番下ですが、神岡小学校プールを追加し、市条例において夜間照明施設の規定がない屋外運動場と、規定のある運動場を 2 つの項に整理をしまして、具体的な学校名を表記しています。次に開放時間については、平日早朝の利用は皆無であることから削除し、屋外運動場と体育館の夜間利用開始時刻を午後 5 時からに統一いたしまして、神小プールについては市営プールと同様の開放時間として規定をしております。休日等の開放時間についても屋外運動場は実際の運用に合わせて、開始時刻を午前 6 時からとし、古川町内の学校プールについても他のプールと同様に終了時刻を午後 4 時までに統一をいたします。そして別表の最後の部として規定してありました解放期間の部を 4 つめの部として移動整理をしまして、学校の屋外運動場と体育館については、学校教育に支障となる日を除き、年間通じての開放期間としております。プールにつきましては夏休み期間、夏季休業日のまま変更はございません。最後に開放期間中の休場日の規定に関してこちらも実際の運用実情に合わせ、屋外運動場は冬季積雪期間の、12 月 1 日頃から 3 月 31 日頃までを休場日として規定をし、体育館は年末年始を休場日として規定をしております。プール施設に関しても現在は古小、西小の一般開放としての運用はございませんが、お盆の期間を他のプール施設と合わせる形で休場日の規定をしております。また本表の注意書きとして規定してありました部分につきましては、今回の改正に合わせて備考としまして改めて規定をさせていただきます。施行日は令和 8 年 4 月 1 日となります。以上で説明を終わります

◎教育委員（向川原 眞郷）

このように時間等々を変更していくことは、いわゆる今の地域クラブ化の移行に関わって、子どもたちの活動時間が多様化してくるからということの対応ととらえていいですか。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

はい。これはそれに限らず、今現状の利用時間の実情に合わせて、時間を今回改正したというような形としております

◎教育長（下出 尚弘）

特にこの部分という、具体的なところがあれば教えていただければと思います。

◎教育委員（向川原 眞郷）

今までの夜間開放とか、グラウンド、体育館とかについて言うと大体7時からということになってましたよね。夜間開放。じゃなかったですか。今回の改正の中では6時だったものを繰り上げて、5時からやれるようにすると。それである程度多様なクラブの利用ができるようにしていきましようということなのではないのですか。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

今委員がおっしゃった通り、実際予約管理システムでも管理をしておりますが、実際の運用の中では、コマとして6時からというようにはなっていたものですからそうだったのですが、今後やはりその前のいわゆる1時間、5時からというそういったところも、今回の地域クラブ化とかそういったところでも利用してくる可能性も高まってくるだろうというようなこともございまして、改正している側面もございます。

◎教育委員（向川原 眞郷）

活動を、例えば地域クラブがその時間使うとした時に、その単位とする時間は申請して活動するその時間を例えば2時間とか3時間というようにすると、例えば小学校等の屋内運動場、体育館が5時から9時には終わるという話ですか。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

はい。条例上の規定としましては10時までというような形になりますので、その時間までは利用できるという形になります。

◎教育委員（向川原 眞郷）

そうすると、時間として、例えば午後5時から10時まで地域クラブがそこを使うというようなことも可能ってことになるのですか。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

はい。今の現行の予約システムの中ですと、コマがありまして、今ですと6時から10時までということにはなっているかと思うのですが、それに関しましては、今後の予約システムの更新業務の中で、1時間単位で予約が可能ないようにできるようにしたいと思っておりますし、それと認定地域クラブについてはスポ少も一緒なのですが、月のコマ数とか、時間数の制限、そういったものも設けて運営をしていくというようなことになります。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

補足をさせていただきます。施設上の予約は可能ですけれども、地域クラブの活動については平日概ね2時間というガイドラインを設けておりますので、活動時間としては2時間を目安にし

ていただくということで、場所は取れるけども活動は2時間でということになります。

◎教育長（下出 尚弘）

他に質疑はございませんか。

では質疑ないので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第10号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって議案第10号は原案の通り可決しました。

◆日程第12 議案第11号 飛騨市歴史資料調査委員会設置要綱について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12 議案第11号「飛騨市歴史資料調査委員会設置要綱について」を議題とします。事務局の説明を求めます

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、議案第11号について説明させていただきます。飛騨市歴史資料調査委員会設置要綱を制定する告示について、飛騨市に関連する歴史資料、歴史的公文書等について調査する委員会を設置する要綱を別紙の通り制定するものでございます。

次ページの条文をご覧ください。この要綱においては、令和5年度から7年度までに行ってきた専門家の指導による調査方針や、内容検討をもとに、令和8年度からの歴史的公文書等の本格的な整理作業に向け、調査委員会の設置を定めるものでございます。説明については以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。質疑等はございませんか。

では質疑ないので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第11号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって議案第11号は原案の通り可決しました。

◆閉会

◎教育長（下出 尚弘）

これで、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

委員の皆様、事務局、議案のほかに何かございませんか。

無いようですので、これをもちまして、令和8年第3回飛騨市教育委員会定例会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時45分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員.....

飛騨市教育委員会教育長.....